

財政援助団体等監査結果

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の期日

令和7年10月30日

3 監査対象部門

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター
健康福祉部高齢者支援課

4 監査の範囲

令和6年度分について監査を実施した。

5 監査の着眼点

財政援助団体における補助対象事業は目的に沿って適切に執行されているか、補助金等に係る会計経理等は適正に行われているか及び所管部局における補助対象事業に対する指導・監督は適切に行われているか、団体に対する補助金等交付は適切に行われているか等に主眼を置き監査を実施した。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出された関係資料を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法で、監査を実施した。

7 監査対象団体の概要

(1) 団体の目的

センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対する組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 事業概要

ア 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業

務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。

イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又は他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。

ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

オ 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

カ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（3）補助金の状況

令和6年度において、鎌ヶ谷市は公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター運営費補助金として、15,960,000円を支出している。

（4）予算の執行状況

	予 算 額	決 算 額
収 入	316,139,000 円	310,346,191 円
支 出	316,139,000 円	309,678,281 円
うち補助対象額	—	49,778,822 円

（5）監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正と認められた。